

# 大和市共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、大規模で技術的難易度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を確保及び市内業者の技術の向上を図ることを目的として結成される共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「共同企業体」とは、特定の建設工事ごとに結成され、かつ、施工を共同で行うことを目的とした共同企業体（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」の別紙に掲げる特定建設工事企業体協定書（甲）により結成された共同企業体）をいう。

(対象工事)

第3条 次の各号に掲げる工事の種類に応じ、当該各号に定める金額以上のもので、かつ、工期、工事内容、技術的適正及び工事現場の状況等を総合的に勘案し、共同企業体により施工することが適当であると、大和市入札参加者選考委員会に諮って認められたものとする。

- |            |      |          |
|------------|------|----------|
| (1) 土木工事   | 設計金額 | 3億円以上    |
| (2) 建築一式工事 | 設計金額 | 5億円以上    |
| (3) 電気工事   | 設計金額 | 1億5千万円以上 |
| (4) 管工事    | 設計金額 | 1億5千万円以上 |

2 前項に規定する金額に満たない工事についても、工事の内容により共同企業体による施工が特に必要と認められる工事については、この限りではない。

(構成員等)

第4条 構成員数、組合せ、資格及び結成方法については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構成員は、大和市契約規則第6条の2に規定された大和市入札参加有資格者名簿に登録されたものとする。
- (2) 構成員は、2社ないし3社とする。
- (3) 構成員は、最上位等級及び第二位等級並びに第三位等級に属する者の組合せとする。
- (4) 構成員の資格については、工事の内容により、大和市入札参加者選考委員会において、その都度定めるものとする。
- (5) 結成方法は、自主的に結成するものとする。

(出資比率)

第5条 出資比率の最小限度基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構成員数が2社の場合は、30パーセント以上とする。
- (2) 構成員数が3社の場合は、20パーセント以上とする。

(競争入札の公告)

第6条 第3条の規定により対象工事が決定し競争入札を行う場合には、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 申請書類、受付期間及び受付場所
- (5) 資格要件、共同企業体の結成方法、出資割合
- (6) 入札参加申請期間、入札書の提出方法
- (7) その他市長が必要と認める事項

(資格申請等)

第7条 競争入札に参加しようとする共同企業体の代表者は、公告に定める期限までに共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書を市長に提出し、競争入札の参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 前項の規定による資格確認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書
- (3) 各構成員の委任状(受任者登録の場合)
- (4) 代表構成員の元請工事施工実績表及び契約書(写し)
- (5) 各構成員の技術者配置予定調書及び技術者の資格書等
- (6) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し(名簿登録時及び最新のもの)
- (7) その他市長が必要と認める事項

(資格認定)

第8条 前条の規定により共同企業体の参加資格の申請があったときは、提出された書類に基づき資格審査を行い、入札参加資格の有無を決定する。

2 前項の資格審査の結果は、共同企業体の代表者に通知する。

(有効期間)

第9条 共同企業体の有効期間は、前条の規定による競争参加資格確認通知をした日からとし、競争入札の結果落札した共同企業体については、当該工事の請負契約履行後3ヶ月までとし、それ以外の共同企業体については、落札者が契約を締結された時までとする。

(代表者の選定方法)

第10条 共同企業体の代表者は、経営事項審査結果通知書の対象工事に係る工種の総合  
評点が最大であり、出資割合についても構成員中最大の者とする。

(委任)

第11条 その他、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。